

【令和8年4月1日より改正される各種要領等の主な変更内容について】

1.最低制限価格の範囲の変更（豊明市契約規則）

予定価格の10分の9.0から10分の6.0の範囲 → 10分の9.2から10分の7.5の範囲

【理由】ダンピング対策の強化を図るため

2.前金払、中間前金払における電子保証書の提出が可能に（豊明市公共工事前金払事務要領・豊明市公共工事中間前金払事務要領）

請負業者が保証会社との契約締結後、認証キーを取得し発注者に認証キーの提出を行うことで利用可能になります。

【理由】ペーパーレスによる業務効率化及び保証証書提出のための移動時間の削減・事務負担の軽減のため

3.財政課が行う工事検査対象となる基準額の変更（豊明市建設工事検査実施要領）

1件の契約金額が250万円を超えるもの → 200万円を超えるもの

【理由】少額随意契約の基準額が変更になるため

4.工事成績評定の対象となる基準額の変更（豊明市建設工事成績評定要領）

1件の契約金額が250万円を超えるもの → 500万円を超えるもの

【理由】軽微な建設工事における事務負担の軽減を図るため

5.建設工事に係る委託での前金払いの請求が可能に（豊明市公共工事前金払事務要領）

建設工事の設計、調査、製造、測量のうち、契約金額が1件300万円以上のもので請求が可能になります。

【理由】賃金の適正な支払い等を促進するため

問い合わせ先：行政経営部 財政課 契約検査係

TEL 0562-92-1116

Mail [zaisei@city.toyoake.lg.jp](mailto:zaisei@city.toyoake.lg.jp)